

改正 平成一四年 四月 一日規則第六一号 平成一四年 八月三〇日規則第一〇五号
平成一五年 一月三十一日規則第八号 平成一六年 四月 一日規則第三七号
平成一七年 三月三十一日規則第二四号 平成一七年一〇月 六日規則第一〇三号
平成一八年 三月二三日規則第一七号 平成二六年 三月二〇日規則第一二号

飛騨・世界生活文化センター条例施行規則をここに公布する。

飛騨・世界生活文化センター条例施行規則

(総則)

第一条 この規則は、飛騨・世界生活文化センター条例（平成十二年岐阜県条例第六十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請等)

第二条 条例第二条第一項の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）又は条例第五条第一項の規定による特別の設備の許可（以下「特別設備許可」という。）を受けようとする者は、利用申込書（別記第一号様式）二通を知事（条例第十条第三項の規定による指定があった場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。））。以下この条から第四条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の利用申込書は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める日（その日が条例第十三条第一号に掲げる休業日である場合には、その翌日。以下同じ。）から提出することができる。ただし、第一号及び第二号に掲げる施設を国際的、全国的又は全県的な会議、催し物等に使用する場合その他知事が必要と認める場合は、当該各号に定める日前から利用申込書を提出することができる。

一 イベントホール（全面使用する場合に限る。）、小ホール、イベント広場及び展示室を使用する場合 使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日

二 イベントホール（全面使用する場合を除く。）、大会議室、中会議室、小会議室、第一特別会議室、第二特別会議室及びミニシアターを使用する場合 使用を開始しようとする日の属する月の三月前の月の初日

三 前号に掲げる施設を第一号に掲げる施設と併せて使用する場合 使用を開始しようとする日の属する月の十二月前の月の初日

一部改正〔平成一五年規則八号・一七年一〇三号・一八年一七号・二六年一二号〕

(利用承認通知書等)

第三条 知事は、使用許可又は特別設備許可をしたときは、利用承認通知書（別記第一号様式の二）を申請者に交付するものとする。ただし、前条第一項の規定により提出された利用申込書の一通に承認済の印（別記第二号様式）を押印することをもって利用承認通知書に代えることができる。

2 知事は、条例第三条の規定により使用を許可しなかったとき又は条例第四条の規定により使用の許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じたときは、利用不承認（取消・停止）通知書（別記第三号様式）を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成一五年規則八号〕

(使用許可の変更申請等)

第四条 使用許可又は特別設備許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書（別記第四号様式）二通を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による使用（特別設備）許可変更申請の場合について準用する。

一部改正〔平成一五年規則八号〕

(附属施設設備等の利用料金)

第五条 条例別表に掲げる附属施設設備等及び知事が定める額は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成一七年規則一〇三号〕

(利用料金の承認)

第六条 指定管理者は、条例第六条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、利

利用料金承認申請書（別記第四号様式の二）を提出しなければならない。

追加〔平成一七年規則一〇三号〕

（利用料金の納入）

第七条 利用料金は、使用許可を受けた日から二十日以内（使用許可を受けた日から二十日以内に使用日が到来する場合にあっては、当該使用日まで）に全額納入するものとする。ただし、利用料金延納申請書（別記第五号様式）の提出があり、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、その後に納入することができる。

全部改正〔平成一四年規則六一号〕、一部改正〔平成一七年規則一〇三号〕

（利用料金後納の取扱い）

第八条 指定管理者は、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱い（利用料金を使用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。）の承認をするものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書（別記第五号様式の二）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が利用料金を同項に規定する期日までに納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

追加〔平成一四年規則一〇五号〕、一部改正〔平成一七年規則一〇三号〕

（利用料金の返還又は減免）

第九条 指定管理者は、条例第七条第三項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還する。

一 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由により飛騨・世界生活文化センター（以下「センター」という。）を使用することができなくなったとき 全額

二 使用日の七日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書（別記第五号様式の三）の提出があり、指定管理者が承認したとき 全額

三 使用日の六日前から二日前までに利用承認変更申込書及び利用料金返還申請書の提出があり、指定管理者が承認したとき 半額

2 条例第七条第四項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に、利用料金減免申請書（別記第六号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書（別記第六号様式）により申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成一四年規則六一号・一〇五号・一五年八号・一七年一〇三号〕

（指定管理者指定申請書に添付すべき書類等）

第十条 条例第十条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類

二 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

三 納税証明書

四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

追加〔平成一七年規則一〇三号〕

（指定管理者の届出）

第十一条 条例第十条第五項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

追加〔平成一七年規則一〇三号〕

（準用）

第十二条 第五条及び第七条から第九条までの規定は、条例第十一条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（条例第六条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時にセンターの管理を行う場合について準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

追加〔平成一七年規則一〇三号〕

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

追加〔平成一七年規則一〇三号〕

附 則

この規則は、平成十三年七月二十六日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日規則第六十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年八月三十日規則第百五号）

この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成十五年一月三十一日規則第八号）

1 この規則は、平成十五年二月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十六年四月一日規則第三十七号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月三十一日規則第二十四号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月六日規則第百三号）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の飛騨・世界生活文化センター条例施行規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の飛騨・世界生活文化センター条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十八年三月二十三日規則第十七号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十日規則第十二号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

別表（第五条関係）

一 イベントホール

区分		単位	金額（円）
舞台設備	平台	一台	一五〇
	開き台	一台	九〇
	金びょうぶ	一双	一、八七〇
	演台	一式	一、四二〇
	司会者台	一台	八一〇
	めくり台	一台	二九〇
	ひなだん蹴込	一枚	三〇
	人形立て	一本	二〇
	地がすり	一枚	三、三一〇
	舞台用机	一台	三六〇
	舞台用黒板	一台	六四〇
	張出舞台	一式	一三、八二〇
	ポータブル反射板	一式	一〇、二九〇
	上敷ゴザ	一本	三三〇
	緋（ひ）毛せん	一枚	六三〇

	長座布団	一枚	一七〇	
	高座用座布団	一枚	二四〇	
舞台照明設備	照明Aセット（スポットライト、パーライト、エリプソイダルスポットライトの計二〇キロワットまでとボーダーライト）	一式	四、三二〇	
	照明Bセット（スポットライト、パーライト、エリプソイダルスポットライトの計四〇キロワットまでとボーダーライト）	一式	九、二九〇	
	照明Cセット（スポットライト、パーライト、エリプソイダルスポットライトの計六〇キロワットまでとボーダーライト）	一式	一四、九三〇	
	スポットライト（一キロワット）	一台	六八〇	
	スポットライト（五〇〇ワット）	一台	三四〇	
	パーライト（一キロワット）	一台	三一〇	
	パーライト（五〇〇ワット）	一台	三〇〇	
	エリプソイダルスポットライト（一キロワット）	一台	一、九五〇	
	エリプソイダルスポットライト（五七五ワット）	一台	五〇〇	
	ボーダーライト	一列	二四〇	
	ピンスポットライト（二キロワット）	一台	四、〇六〇	
	ピンスポットライト（一キロワット）	一台	三、三五〇	
	アッパーホリゾンライト	一式	二三〇	
	ローアホリゾンライト	一式	二、〇〇〇	
	ストリップライト	一台	六六〇	
	エフェクト用プロジェクターライト	一列	一、六〇〇	
	ストロボ	一台	六四〇	
	効果機器類	一式	一、一七〇	
	音響設備	拡声装置（マイク二本を含む。）	一式	二、一六〇
		CDプレーヤー	一台	三五〇
カセットデッキ		一台	七〇〇	
MDプレーヤー		一台	一、〇九〇	
DATレコーダー		一台	九九〇	
ステージスピーカー		一台	七、〇七〇	
移動式スピーカー		一台	一、〇八〇	
ダイナミックマイクロホン		一台	二〇〇	
コンデンサーマイクロホン		一台	三〇〇	
ワイヤレスマイクロホン		一台	一、〇九〇	
体育器具	ゲートボール用具	一式	一九、四一〇	
その他の附属設備	持込器具電源利用料金	五〇〇ワット	五〇	
	空調設備	一式	一時間につき一、〇二〇	
	照明設備	全灯	一時間につき二、一一〇	
		半灯	一時間につき一、〇六〇	
床暖房設備	一式	一時間につき八五〇		

二 小ホール

区分		単位	金額 (円)
舞台設備	金びょうぶ	一双	一、八七〇
	演台	一式	一、四二〇
	司会者台	一台	八一〇
	めくり台	一台	二九〇
	舞台用机	一台	三六〇
	舞台用黒板	一台	六四〇
	バレエシート	一枚	六三〇
	所作台	一式	一〇、二二〇
	かまち	一台	四一〇
	仮設用花道	一式	三〇〇
	舞台照明設備	ボーダーライト	一列
ピンスポットライト (二キロワット)		一台	四、〇六〇
ピンスポットライト (一キロワット)		一台	三、三五〇
アッパーホリゾンライト		一式	二三〇
ローアホリゾンライト		一式	二、〇〇〇
音響設備	拡声装置 (マイク二本を含む。)	一式	二、一六〇
	CDプレーヤー	一台	三五〇
	カセットデッキ	一台	七〇〇
	MDプレーヤー	一台	一、〇九〇
	DATレコーダー	一台	九九〇
	ステージスピーカー	一台	七、〇七〇
	移動式スピーカー	一台	一、〇八〇
	三点吊マイク装置	一台	一、〇八〇
映像設備	映像設備	一式	一二、〇三〇
その他の附属設備	指揮者台	一台	三四〇
	指揮者譜面台	一台	二一〇
	演奏者譜面台	一台	三〇
	演奏者用椅子	一脚	七〇
	譜面灯	一個	二〇
	コントラバス用椅子	一脚	三六〇
	チェロ用椅子	一脚	二八〇
	コンサート用ピアノ	一台	一一、八八〇
	同時通訳設備	一式	一〇、八〇〇
	持込器具電源利用料金	五〇〇ワット	五〇

三 会議室

区分	単位	金額 (円)
映像設備 (大会議室のみ。)	一式	四、二四〇
拡声装置 (マイク二本を含む。)	一式	二、一六〇
OAボード	一台	五〇〇
ダイナミックマイクロホン	一本	九〇
液晶プロジェクター	一台	二、六三〇
オーバーヘッドカメラ	一台	一、三九〇

スタンド式スクリーン	一台	七〇〇
映写テーブル	一台	二八〇
A Vテーブル	一台	七〇
マシンラック	一台	一七〇
円テーブル	一卓	七〇
レセプション用椅子	一台	二〇
演台	一式	三七〇
司会台	一台	一三〇
展示用パネル	一枚	五〇
持込器具電源利用料金	五〇〇ワット	五〇

四 ミニシアター

区分	単位	金額（円）
映像設備	一式	四、二四〇
拡声装置（マイク二本を含む。）	一式	二、一六〇
演台	一式	三七〇
司会台	一台	一三〇
持込器具電源利用料金	五〇〇ワット	五〇
照明設備	一式	四、三二〇

五 イベント広場

区分	単位	金額（円）
ステージテント	一棟	一時間につき三、二九〇
ステージ	一式	一時間につき四、六七〇
ビッグテント	一棟	一時間につき三、七五〇
イベントテント	一棟	一時間につき一、五二〇

備考

- 一 この表における利用料金は、午前、午後及び夜間の各利用時間区分ごとに徴収するものとする。ただし、「一 イベントホール」の表の「空調設備」、「照明設備」及び「床暖房設備」並びに「四 イベント広場」の表の「ステージテント」、「ステージ」、「ビッグテント」及び「イベントテント」を利用する場合を除く。
- 二 「午前及び午後」又は「午後及び夜間」の利用時間区分の時間に利用する場合の利用料金の額は、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に十分の十八を乗じて得た額とし、「全日」の利用時間区分の時間に利用する場合は、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に百分の二百五十五を乗じて得た額とする。ただし、「一 イベントホール」の表の「空調設備」、「照明設備」及び「床暖房設備」並びに「四 イベント広場」の表の「ステージテント」、「ステージ」、「ビッグテント」及び「イベントテント」を利用する場合を除く。
- 三 利用時間区分以外の時間に利用する場合の利用料金の額は、三十分を単位として、この表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に六分の一を乗じた額に百分の百二十を乗じて得た額とする。この場合において、利用時間に三十分に満たない端数があるときは、その端数を三十分として計算する。ただし、「一 イベントホール」の表の「空調設備」、「照

明設備」及び「床暖房設備」並びに「四 イベント広場」の表の「ステージテント」、「ステージ」、「ビッグテント」及び「イベントテント」を利用する場合を除く。

四 利用料金の額が一時間当たりの額で定められている場合において当該利用時間に一時間に満たない端数があるときは、その端数を一時間として計算する。

五 この表の「持込器具電源利用料金」は、利用者が持参した器具の定格消費電力量五〇〇ワットごとに徴収するものとする。この場合において、定格消費電力量に五〇〇ワット未満の端数があるときは、その端数を五〇〇ワットとして計算する。

六 利用料金の額に十円未満の端数が生じたときは、十円未満を四捨五入する。

一部改正〔平成一七年規則一〇三号・一八年一七号・二六年一二号〕

別記

第1号様式（第2条関係）

全部改正〔平成15年規則8号〕、一部改正〔平成17年規則103号〕

第1号様式の2（第3条関係）

追加〔平成15年規則8号〕、一部改正〔平成17年規則103号〕

第2号様式（第3条関係）

全部改正〔平成17年規則103号〕

第3号様式（第3条関係）

全部改正〔平成17年規則103号〕

第4号様式（第4条関係）

全部改正〔平成15年規則8号〕、一部改正〔平成17年規則103号〕

第4号様式の2（第6条関係）

追加〔平成17年規則103号〕

第5号様式（第7条関係）

全部改正〔平成15年規則8号〕、一部改正〔平成17年規則103号〕

第5号様式の2（第8条関係）

全部改正〔平成15年規則8号〕、一部改正〔平成17年規則103号〕

第5号様式の3（第9条関係）

全部改正〔平成15年規則8号〕、一部改正〔平成17年規則103号〕

第6号様式（第9条関係）

全部改正〔平成17年規則103号〕